平成２６年（フ）第１６８号
川崎市川崎区中瀬３丁目８番４号　メゾン・ブランシェⅡ102
債務者　島田　良子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
川崎市宮前区野川3057番地
債務者　斉藤　友之
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
川崎市宮前区野川3057番地
債務者　斉藤　勇二
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
川崎市多摩区菅６丁目１番36号　コーポ永雅201
債務者　菊池　昇一
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
川崎市川崎区池上町７番５号
債務者　川畑　　実
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
川崎市高津区新作３丁目13番８―101号　市営住宅
債務者　波多野博文
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４６８号
東京都足立区谷在家２丁目３－１―404
債務者　笹生真澄子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５０１号
東京都東久留米市下里４丁目１－９―403
債務者　染谷　正幸
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５０２号
東京都足立区西新井本町１丁目17―38　フィットハウスＢ２号室
債務者　山崎　康男
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５０５号
埼玉県川口市柳崎５丁目15―24
債務者　石嶋　　恵
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５０６号
東京都江戸川区南小岩４丁目７―11―102
債務者　渡邊　正広
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５０８号
東京都世田谷区砧４丁目15―20―402
債務者　溝上　　司
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５１４号
東京都江戸川区江戸川２丁目31　江戸川二丁目アパート24―108
債務者　伊木　章雄
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５１６号
千葉県鎌ケ谷市東中沢３丁目37―10
債務者　竹中　則英
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５２２号
東京都練馬区早宮２丁目25―17
債務者　江口健太郎
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部